

## 佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務

#### (2) 業務の目的

現在公開している佐賀東部水道企業団のホームページは、導入後 18 年が経過し、求められるユーザビリティ、アクセシビリティを満足することが困難となっており、今後はより一層分かりやすい情報提供が求められることになる。また、運用面においては機能性及び操作性の向上や情報発信の迅速化が必要となり、専門的なスキルを持たない職員でも簡単にページ作成などができるように利便性を高める必要がある。

以上のような理由から、今回、新たにコンテンツマネジメントシステム(以下「CMS」という。)を導入し、佐賀東部水道企業団ホームページの全面的なリニューアルを実施する。

#### (3) 業務内容

別添「佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務仕様書」のとおり。

#### (4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

#### (5) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで。

リニューアル公開は令和 4 年 4 月 1 日を予定している。

#### (6) 提案限度額

2,750,000 円(消費税および地方消費税を含む)以内

なお、この額を超えた提案は無効とする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和 3・4 年度佐賀東部水道企業団競争入札参加資格審査の結果、資格があると認められた者で「役務の提供等」の「情報処理」の業種を希望している者。
- (2) 佐賀東部水道企業団の構成団体(佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町及び上峰町)に本店若しくは契約締結行為を委任した支店等を有している者。
- (3) 過去 5 年以内に、地方公共団体又はそれに準じる団体のホームページを CMS によりリニューアルした実績が有り、かつ、同ホームページの保守管理業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (7) 参加希望書の提出日において、佐賀東部水道企業団から指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

### 3 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、佐賀東部水道企業団の休日に関する条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する休日には、受付等を行わない。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告／申込関係書類配布開始（HP掲載）	令和3年8月12日（木）
2	質疑の受付期限	令和3年8月25日（水）まで
3	質疑回答日	令和3年9月1日（水）
4	参加表明書の受付	令和3年9月8日（水）まで
5	企画提案書の提出期限	令和3年9月17日（金）まで
6	企画提案プレゼンテーション	令和3年9月24日（金）予定
7	審査結果発表	令和3年9月30日（木）
8	契約締結	令和3年10月初旬予定

※スケジュールは変更になる場合がある。

#### 4 プロポーザルの手続き等

(1) 担当部署 佐賀東部水道企業団 総務課 企画管理係

〒 849-0914

佐賀県佐賀市兵庫町大字西淵 1960-4

電話 0952-30-6151

FAX 0952-30-6154

E-mail [sagatsk1@huk.bbiiq.jp](mailto:sagatsk1@huk.bbiiq.jp)

(2) プロポーザルに係る資料の配布

配布開始日	令和3年8月12日(木)
配布資料	①佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領(本書) ②佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務仕様書 ③企画提案書作成要領 ④参加表明書(様式第1号) ⑤質問書(様式第2号) ⑥実績調書(様式第3号) ⑦費用見積書(構築費用)(様式第4号) ⑧費用見積書(保守費用)(様式第5号) ⑨CMS機能要件チェックシート(様式第6号)
入手方法	担当部署において配布又は企業団HPからダウンロードするものとする。

(3) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書(様式第2号)を提出して行うものとする。

受付期間	令和3年8月25日(水)17時まで
提出方法	電子メールにより、企業団のメールアドレスまで送付すること。
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和3年9月1日(水)に企業団HPにおいて公表する。

(4) 参加表明書の受付

受付期間	令和3年9月1日（水）から令和3年9月8日（水）17時まで
提出先	担当部署に同じ
提出方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）により、必要書類を添えて提出すること。
提出書類 （各1部）	①参加表明書（様式第1号） 事業者の概要がわかる会社概要等が記載されたパンフレット等を添付すること。 ②企業概要 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可。 ③実績調書（様式第3号） 過去5年以内に、地方公共団体又はそれに準じる団体のホームページをCMSによりリニューアルした実績のうち、主要なものについて最大3件記載すること。

(5) 企画提案書等の提出

提出期限	令和3年9月17日（金）17時まで
提出先	担当部署に同じ
提出方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）により、必要書類を添えて提出すること。
提出書類 （各 部）	①企画提案書（任意様式） 12部 ②費用見積書（構築費用）（様式第4号） 1部 ③費用明細書（構築費用）（任意様式） 1部 ④費用見積書（保守費用）（様式第5号） 1部 ⑤費用明細書（保守費用）（任意様式） 1部 ⑥CMS機能要件チェックシート（様式第6号） 1部

※CMS機能要件チェックシートは「記入欄」に記入のうえ提出すること。

※費用明細書には、作業項目や作業単価などの内訳を可能な限り詳細に記載し、費用見積書の金額根拠を明らかにすること。

(6) 企画提案書等の作成

ア 企画提案書の作成

別添「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

イ 見積書の作成

① 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、有償カスタマイズなど、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。ただし、構築費用の合計額は、2,750,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

※令和 3 年度保守費用が発生する場合は構築費用に含むこととする。

②保守費用

令和 4 年度以降の単年度のソフトウェアなど、システム保守、予防保守、障害対応、ヘルプデスク、研修費用、サーバ利用料にかかるすべての費用の合計（消費税および地方消費税を含む）を記載すること。なお、保守費用の金額に上限は定めないが、保守費用額は審査の対象とする。

※研修・・・CMS の操作方法などについての研修（10 人×1 回）を予定。

(7) 企画提案プレゼンテーション

実施日時	令和 3 年 9 月 24 日（金） 予定
実施場所	佐賀東部水道企業団 4 階会議室 予定
実施要領	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施する。</li><li>・1 業者当たりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間はおおむね 40 分程度（プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 10 分）とする。</li><li>・パワーポイント等によって説明を行う場合は、必要な機材を持参すること。なお、プロジェクターに関しては貸出可能（リコー IPSi0 PJ WX3231N）ではあるが、接続のためのケーブル等は各自準備すること。</li></ul>

## 5 審査について

### (1) 審査委員会

ア 事業者の選定に当たり、「佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

イ 審査委員会は、佐賀東部水道企業団職員で構成する。

ウ 審査委員会会議は非公開とする。

### (2) 評価方法について

参加表明書の提出者を対象に参加資格審査を経て、下記の項目について点数化し、総合的に評価する。

ア 見積価格（構築費用及び保守費用）

イ CMS 機能要件チェックシート

ウ 企画提案書（プレゼンテーション及びヒアリング含む）

### (3) 受託事業者の選定について

審査委員会において評価した点数の順に優先順位を付けたうえで、参加資格を有する最高総合評価点を得た者を優先交渉権者とする。

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

### (4) 結果通知について

審査委員会の審査結果については、後日提案者に文書にて通知し、企業団ホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての異議申し立てについては一切受け付けない。

### (5) 1者応札の場合について

応募する者が1者の場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。また、その場合でも審査委員会の下、審査を行う。

### (6) その他

総合評価点が6割に満たない場合は、交渉権者として認めないものとする。

## 6 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると企業長が判断したとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと企業長が判断したとき。

(5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

#### 7 その他

(1) 本プロポーザルに関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募者は、1つの提案しかできない。

(3) 提案に際して使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

(5) 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。

(6) 提出された書類は返却しない。また、企業団はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

(7) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、佐賀東部水道企業団情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(8) その他システムの詳細は佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務仕様書による。

(9) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。